

院外処方せんにおける一般名処方について

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することで、かかりつけ薬局において「先発医薬品」「後発医薬品（ジェネリック医薬品）」のどちらでも選ぶことができます。

薬の選択をする際には、かかりつけ薬局の薬剤師さんの説明を受け、ご相談してください。

趣旨
1

薬の選択肢が増えます

一般名処方にすると、院外薬局において患者さんに有効成分が同一なジェネリック医薬品(後発医薬品)か先発医薬品かを選んでいただくことが可能になります。

趣旨
2

安定的な薬による治療提供が可能になります

医薬品の供給が不安定な状況でも柔軟な対応ができるようになります。

※詳しくは[厚生労働省ホームページ「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について」（外部サイトヘリンク）](#)をご参照ください。

当院においても院外処方箋について、一般名処方を行っております。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

国立病院機構豊橋医療センター 病院長 令和6年7月1日